

令和5年 議案第7号

みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

説明

この案を提出するのは、市立学校施設の冷暖房設備の設置による使用料の新設に伴い、使用料の納付方法を変更する必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】　冷暖房設備の設置による使用料の新設に伴い、使用料の納付方法を変更するため、必要な改正を行う。

【内 容】　改正前：使用料は、学校施設を利用しようとする日の前日までに納付しなければならない。
改正後：使用料は、前納しなければならない。ただし、条例別表第2に定める附属設備の使用料については、この限りでない。

【施行期日】　令和5年4月1日

みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

みよし市立学校施設の利用に関する規則（平成12年三好町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成12年三好町条例第4号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第3項を次のように改める。

3 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、条例別表第2に定める附属設備の使用料については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例第2条に規定する学校施設の利用に関する事項を定めるものとする。 (利用の許可等) 第2条 1及び2 構 3 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、条例別表第2に定める附属設備の使用料については、この限りでない。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号）第8条の規定に基づき、条例第2条に規定する学校施設の利用に関する事項を定めるものとする。 (利用の許可等) 第2条 1及び2 構 3 利用者は、学校施設を利用しようとする日の前日までに使用料を納付しなければならない。</p>